

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

令和6年度第1回会議

日時 令和6年5月29日 午後2時から

場所 WEB会議

(事務局及び傍聴者は京都経済センター 会議室4-A)

— 次 第 —

- 1 開会
- 2 会長の選出
- 3 議題
 - 報告1 令和5年度における情報公開条例第22条及び個人情報の開示請求等に関する運用状況について
 - 報告2 京都府後期高齢者医療広域連合保有個人情報の安全管理措置の状況等について
 - 報告3 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて
 - 報告4 京都市における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療被保険者情報の提供について
- 4 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	職名等	
情報セキュリティ	くろだともひろ 黒田知宏	京都大学医学部附属病院 医療情報企画部教授	
報道	ひげたかまさ 日下田貴政	京都新聞社編集局総務	
学識	やまださとし 山田哲史	京都大学大学院法学研究科教授	
学識	やまだのりこ 山田典子	医師	
弁護士	よしとみりゅう 吉富竜	弁護士	職務代理

任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日

京都府後期高齢者医療広域連合告示第7号

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例第22条の規定に基づき、令和5年度における公文書の公開に関する実施状況を次のとおり公表する。

令和6年5月1日

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇



1 公文書の公開請求の件数及び処理状況 (単位：件)

実施機関	公開 請求	処理状況				
		公開	一部 公開	非公開	公開請 求拒否	不存在 による 非公開
広域連合長	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

2 審査請求の件数

0件

京都府後期高齢者医療広域連合告示第 8 号

令和 5 年度における個人情報の開示請求等に関する運用状況を次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 1 日

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇



1 個人情報の開示請求の件数及び処理状況 (単位：件)

実施機関	開示 請求	処理状況				
		開示	一部 開示	非開示	開示請 求拒否	不存在 による 非開示
広域連合長	6	5	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0
合 計	6	5	1	0	0	0

2 個人情報の訂正請求の件数及び処理状況 (単位：件)

実施機関	訂正請求	処理状況		
		訂正	一部訂正	非訂正
広域連合長	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 個人情報の利用停止請求の件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関	利用停止請求	処理状況		
		利用停止	一部利用停止	非利用停止
広域連合長	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 個人情報の取扱是正申出の件数 (単位：件)

実施機関	取扱是正申出
広域連合長	0
選挙管理委員会	0
監査委員	0
公平委員会	0
議 会	0
合 計	0

5 審査請求の件数

0件

令和 5 年度 個人情報の開示請求等に関する運用状況について

		項目	件数	案件・内訳
収 集	法第 6 4 条	行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	25	・レセプト返戻処理に必要な被保険者情報の照会（京都広域⇒他広域） 21件 ・第三者行為求償に係る他保険者への書類提供依頼 4件
		計	25	
利 用 ・ 提 供	法第 6 9 条	1 項 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	109	・捜査関係事項照会（刑事訴訟法第197条第2項） 13件 ・裁判執行関係事項照会（刑事訴訟法第507条、同法第508条第2項、民事訴訟法第186条） 3件 ・弁護士会照会（弁護士法第23条の2第2項） 1件 ・労災保険給付審査に係るレセプト提供依頼（労働者災害補償保険法第49条の3） 11件 ・難病医療等の対象者に係る高額療養費の所得区分通知（高齢者医療確保法施行規則第61条の2第3項） 38件 ・レセプト返戻処理に必要な被保険者情報の照会（他広域⇒京都広域）（高齢者医療確保法第138条第2項） 43件
		前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。		
		1 号 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	0	—
		2 号 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	0	—
		3 号 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	86	・保険医療機関等に対する指導等（京都府） 13件 ・特定医療費（指定難病）療養費申請に係る返還額算定（京都府、京都市） 50件 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費支給（京都府） 7件 ・福祉医療費（高齢重度障害者医療）助成申請に係る助成額算定（神戸市、尼崎市） 7件 ・介護保険法に基づく第三者行為求償（京田辺市） 1件 ・老人福祉法に基づく老人ホーム入所措置に要する費用の徴収額算定（宇治市） 2件 ・一部負担金減免の実施状況照会（京都市） 2件 ・国保データヘルス計画策定に係るデータ提供（八幡市） 1件 ・その他 3件
	4 号 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	7	・健康データ分析・地区診断事業実施に係るデータ提供（宇治市） 1件 ・健診・医療・介護総合データベース構築に係るデータ提供（京都府） 1件 ・京都市市税条例改正に伴う経過措置実施に向けたデータ提供 5件	
法第 7 1 条	1 項 行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。	0	—	
計			202	

条文		総務課	業務課	実施の有無			現況等
				実施	その内容	未実施	(未実施の場合) 改善策
1 総則	第1条～ 第2条						
2 管理体制	第3条		-	○	事務局長		
	第4条	○	○	○	総務課：前澤担当課長 業務課：雲丹亀課長		
	第5条	○	○	○	総務課：吉川課長補佐 業務課：太田課長補佐 宮口課長補佐		
	第6条	○	○	○	岩本次長		
	第7条	○				○	令和5年度は実施が出来なかったことから、令和6年度は他広域等の例も参考としながら、実施を行う。
	第8条	○	○				-
3 保有個人情報等の適正な取扱い	第9条		○	○	<業務課> 業務を行う上で必要がある職員にのみアクセス権限を付与。また、業務上必要最小限のアクセスとしている。		
	第10条		○	○	<業務課> 構成市町村、国保連、委託業者等に限り当該行為を行っている。		

	条文	総務課	業務課	実施の有無			現況等
				実施	その内容	未実施	(未実施の場合) 改善策
	第11条 (訂正等) 職員等は、保有個人情報等の内容について誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。	○	○	○			
	第12条 (媒体の管理等) 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。 2 職員等は、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。	○	○	○			
	第13条 (誤送付等の防止) 職員等は、保有個人情報を含む電磁的記録若しくは媒体の誤送信、誤送付若しくは誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務事業において取り扱う個人情報の秘密性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。	○	○	○	複数回チェックを行うなど、誤送信が起らないよう対応。 なお、保有個人情報を含む電磁的記録の送信については京都デジタル疎水（閉域網）を用いて送付。媒体の受け渡しについては直接搬送を実施。		
	第14条 (廃棄等) 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（情報システムに接続して使用するパーソナルコンピュータ（以下「端末」という。）及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法による当該保有個人情報等の消去又は廃棄を行うものとする。 2 職員等は、保有個人情報等の消去又は保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員等が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。	○	○	○			
	第15条 (取扱状況の記録) 保護管理者は、必要に応じて保有個人情報等の秘密性等その内容に応じた台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。 2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。		○	○			
	第16条 (取扱区域) 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。	○	○	○			
4 情報システム等の安全の確保等	第17条 (アクセスの制御) 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第25条を除く。）及び次章において同じ。）の秘密性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセスの制御のために必要な措置を講ずるものとする。この場合の措置内容は、第9条により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものとする。 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合において、パスワード等の管理に関する定め（その定期又は随時の見直しを含む。）を行うとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとするものとする。 3 職員等は、自己の利用する保有個人情報等に関して認証機能が設定されている場合、その認証機能の適切な運用を行うものとする。		○	○			

条文	総務課	業務課	実施の有無			現況等
			実施	その内容	未実施	(未実施の場合) 改善策
第18条 (アクセス記録) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へアクセスした状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存するとともに、アクセス記録を定期的に、又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。 2 保護管理者は、 <u>アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止</u> のために必要な措置を講ずるものとする。		○	○			
第19条 (アクセス状況の監視) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセス監視のため、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある <u>一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定</u> 、当該設定の <u>定期的確認等</u> の必要な措置を講ずるものとする。		○	○	<業務課> 不正アクセスが出来ないよう制御を実施。不正アクセスがあった場合は通報される設定となっており、事案ごとに確認している。		
第20条 (管理者権限の設定) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、 <u>情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため</u> 、当該特権を <u>最小限とする等の必要な措置</u> を講ずるものとする。		○	○			
第21条 (外部からの不正アクセスの防止) 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、 <u>ファイアウォールの設定によるネットワーク経路制御等の必要な措置</u> を講ずるものとする。	○	○	○			
第22条 (不正プログラムによる漏えい等の防止) 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に <u>必要な措置</u> (導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。	○	○	○			
第23条 (情報システムにおける保有個人情報等の処理) 職員等は、保有個人情報等について、 <u>一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限るものとし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。</u> 2 保管管理者は、前項の保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。		○			○	保有個人情報等の複製については、必要最小限に限るものとし、処理終了後に不要となった情報を速やかに消去すべきことを周知する。
第24条 (暗号化) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために <u>必要な措置</u> を講ずるものとする。 2 職員等は、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化(適切なパスワードの選択、パスワードの漏えい防止の措置等を含む。)を行うものとする。		○	○			
第25条 (入力情報の照合等) 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、 <u>入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。</u>		○	○			
第26条 (バックアップ) 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、 <u>バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置</u> を講ずるものとする。		○	○			
第27条 (情報システム設計書等の管理) 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、仕様書、ネットワーク構成図等の文書について情報漏えい等が行われないう、その保管、複製、廃棄等について <u>必要な措置</u> を講ずるものとする。		○	○			
第28条 (端末の限定) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その <u>処理を行う端末を限定</u> するために必要な措置を講ずるものとする。		○	○			

条文	総務課	業務課	実施の有無			現況等
			実施	その内容	未実施	(未実施の場合) 改善策
第29条 (端末の盗難防止等) 保護管理者は、 <u>端末の盗難又は紛失の防止</u> のため、 <u>執務室の施錠</u> 、 <u>端末の固定等の必要な措置</u> を講ずるものとする。 2 職員等は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、 <u>端末を外部へ持ち出し</u> 、又は外部から持ち込んではならない。	○	○	△	執務室の施錠は出来ているものの、個々の端末の固定等の措置は出来ていない。		
第30条 (第三者の閲覧防止) 職員等は、 <u>端末の使用に当たり保有個人情報等が第三者に閲覧されることのないよう</u> 、 <u>使用状況に応じて情報システムからのログオフ及び端末画面のロックを行うこと並びに端末画面及び情報システムから出力した帳票の閲覧防止</u> を徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。	○	○	△	離席時、端末のロックやログオフが徹底できておらず、自動ロックやログオフ設定を行うなど、改善を図る。		
第31条 (機器又は媒体の接続制限) 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の <u>情報漏えい等の防止</u> のため、 <u>USBメモリ、スマートフォン等の情報を記録する機能を有する機器又は媒体の端末等への接続の制限</u> (当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。		○	○			
第32条 (媒体又は書類の移送手段) この安全管理措置等の手続きに基づき、保有個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を外部に持ち出す必要が生じた場合には、 <u>容易に情報を読み取れなくする等の措置の実施</u> 、 <u>追跡可能な移送手段の利用等</u> 、安全な方策を講ずるものとする。		○	○	個人情報等が記録された電子媒体又は書類等に係る国保連、業者等との受け渡しについては直接搬送としている。		
第33条 (入退管理) 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、 <u>用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い若しくは監視設備による監視又は外部電磁的記録媒体等の持込み、利用若しくは持ち出しの制限若しくは検査等の措置</u> を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、 <u>情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置</u> を講ずるものとする。 3 保護管理者は、 <u>情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め</u> の整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、 <u>パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置</u> を講ずるものとする。	○	○	○			
第34条 (情報システム室等の管理) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、 <u>情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置</u> を講ずるものとする。 2 保護管理者は、災害等に備え、 <u>情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置</u> を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。		○	○			
第35条 (保管施設の管理) 保管管理者は、保有個人情報等を記録する電磁的記録媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認められるときは、 <u>前2条に規定する措置に準じて、所要の措置</u> を講ずるものとする。		○	(非該当)			
第36条 (執務室等に設置する場合の特例) 保管管理者は、 <u>情報システム室等について、専用の部屋を確保するのが困難である等の理由により執務室内にサーバ等を設置する場合において、必要があると認めるときは、第33条及び第34条に規定する措置に準じて、所要の措置</u> を講ずるものとする。	○		○			

条文	総務課	業務課	実施の有無			現況等 (未実施の場合) 改善策
			実施	その内容	未実施	
5 保有個人情報等の提供及び業務の委託等 第37条 (保有個人情報の提供) 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。	○	○	○	<第1項及び第2項> 事例なし <第3項> 提供を行うに当たり、その利用目的に限り、使用すること及び取扱いに注意することを求めている。		
第38条 (特定個人情報の提供) 保管管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。		○	(非該当)			
第39条 (業務の委託等) 保管管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査及び番号法に基づき広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置の実施状況等の事項について、書面で確認するものとする。 (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務 (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）である場合を含む。以下この号、第5項及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項。なお、当該事項のうち再委託に際して再委託先に求めるものについては、再委託先が委託先の子会社である場合も、同様に求めるべきこととしなければならない。 (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項 (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項 (5) 個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項 (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項 (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 (8) 契約の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。） (9) その他必要な事項		○	○			
2 保管管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。また、契約書に、前項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を明記するものとする。 (1) 情報漏えい等の事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止に関する事項 (3) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化及び従業者に対する監督・教育に関する事項 (4) 契約内容の遵守状況についての報告の求めに関する事項 (5) 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる旨		○	(非該当)			
3 保管管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲を必要最小限にするとともに、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容、その量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも毎年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。		○			○	委託先における管理状況の実地検査が必要かどうか、個別案件ごとに検討する。
4 保管管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において、広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。		○	(非該当)			
5 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、保管管理者は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じ、又は自ら第3項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。		○			○	再委託先における管理状況の実地検査が必要かどうか、個別案件ごとに検討する。

条文	総務課	業務課	実施の有無			現況等
			実施	その内容	未実施	(未実施の場合) 改善策
6 保管管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認したうえで、再委託の諾否を判断するものとする。		○	(非該当)			
7 保管管理者は、保有個人情報等の取扱い等に係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するとともに、労働者派遣契約が個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとしなければならない（地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣を除く。）。		○	(非該当)			
6 サイバーセキュリティの確保 第40条		○	○	○	<総務課> 該当なし <業務課> 実施	
7 安全確保上の問題への対応 第41条		○	○	(非該当)		
2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のため必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。		○	○	(非該当)		
3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況を調査し、統括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに統括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。		○	○	(非該当)		
4 保護管理者は、個人情報保護法第68条第1項の規定により、保有個人情報等の情報漏えい等その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大いものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第43条各号のいずれかに定めるものが生じたときは、速やかに当該情報漏えい等の概要及び再発防止のための措置その他の必要な事項について個人情報保護委員会に報告しなければならない。		○	○	(非該当)		
5 保護管理者は、前項の場合において、個人情報保護法第68条第2項の規定により同項ただし書きに該当する場合を除き、本人に対し、個人情報保護法施行規則第45条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。		○	○	(非該当)		
6 保護管理者は、特定個人情報の安全の確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれがあると認識した場合には、速やかに当該事案等の内容及び再発防止のための措置その他の必要な事項について個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条各号に掲げる特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態に該当する事案又は当該事案の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。		○	○	(非該当)		

条文	総務課	業務課	実施の有無			現況等
			実施	その内容	未実施	(未実施の場合) 改善策
第4 2条						
第4 3条						
8 監査及び 点検の実施						
第4 4条						
第4 5条						
第4 6条						

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト(以下、「チェックリスト」という。)は、京都府後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー(以下、「セキュリティポリシー」という。)第1編第7条に定める自己点検の実施に活用するために作成したものです。

チェックリストはセキュリティポリシー第2編に定める「京都府後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準」に沿って作成しており、本チェックリストに沿った自己点検を通じて当広域連合のセキュリティポリシーの遵守状況を検証し、情報セキュリティ対策を改善する事により、当広域連合の情報セキュリティ水準を維持・向上させる事を目的としています。

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト	回答	該当箇所
1. 組織体制		
(1) 組織体制については、以下の責任者等を配置し、該当者にその責務、権限を説明しているか。		
・最高情報セキュリティ責任者(CISO)については事務局長	○	第2条
・統括情報セキュリティ責任者については業務課長	○	第3条
・情報セキュリティ管理者については統括情報セキュリティ責任者が任命した者	○	第4条
・情報セキュリティ市町村責任者については市町村後期高齢者医療主管課長	○	第5条
・情報セキュリティ市町村管理者については情報セキュリティ市町村責任者が任命した者	○	第6条
(2) 情報セキュリティ対策の実施において、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務していないか。	○	第8条
(3) 情報セキュリティに関する統一的な窓口を設置しているか。	○	第9条
2. 情報資産の分類と管理方法		
(1) 情報資産において、機密性・完全性・可用性ごとの分類・取扱制限について正確に把握しているか。	○	第10条
(2) 情報資産において、セキュリティポリシーを遵守した管理が行われているか。	○	第11条
3. 物理的セキュリティ		
3-1. サーバ等の管理		
(1) サーバ機器等は火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しているか。	○	第12条
(2) 重要情報を格納しているサーバを冗長化しているか。	○	第13条
(3) サーバ機器等の電源は、停電等の電源供給の停止時に備え、適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する予備電源を備えているか。	○	第14条
(4) 通信ケーブル等の損傷等を防止する措置を講じているか。	○	第15条
(5) サーバ機器等の定期保守を実施しているか。	○	第16条
(6) 電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部事業者へ修理させる場合は、内容の消去等必要な対応を行っているか。	○	第16条
(7) データセンター以外にサーバ機器等を設置・運用する場合、CISOの承認を得ているか。	○	第17条
(8) 機器の廃棄、リース返却等実施時は、機器内部の記憶装置の全情報を消去する等の措置を講じているか。	○	第18条
3-2. 管理区域の管理		
(1) 管理区域から外部に通ずるドアを必要最小限とし、鍵や監視機能等により許可されていない者の立入りを防止する措置を講じているか。	○	第19条
(2) 管理区域への立入りを許可された者のみに制限し、ICカード、生体認証、入退室管理簿による入退室管理を行っているか。	○	第20条
(3) 職員や外部委託事業者等の管理区域への立入りに関して、身分証明書等の携帯を義務付け、必要に応じ提示を求める対応を行っているか。	○	第20条
(4) 外部からの訪問者の管理区域への立入りに関しては、立入区域の制限や職員の付添いを実施しているか。	○	第20条
(5) 新たに機器を導入する際、既存の情報システムへの影響についてあらかじめ確認しているか。	○	第21条
3-3. 通信回線及び通信回線装置の管理		
(1) 外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、可能な限り接続ポイントを減らしているか。	○	第22条
(2) 機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムの通信回線への接続に関しては、適切なセキュリティ水準を満たす回線を利用しているか。	○	第22条
3-4. 職員等のパソコン等の管理		
(1) 執務室で利用するパソコンの盗難防止策を講じているか。	△	第23条
(2) 電磁記録媒体の情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去する運用としているか。	○	第23条
(3) 情報システムへのログインはパスワードの入力を必要とするよう設定しているか。	○	第23条
(4) 電磁的記録媒体について、データ暗号化機能を備える媒体を備えているか。	○	第23条
4. 人的セキュリティ		
4-1. 職員等の遵守事項		
(1) 職員等は、情報セキュリティポリシーを遵守しているか。	○	第24条
(2) 職員等は、業務以外の目的で情報資産の持ち出しや情報資産へのアクセス等を行っていないか。	○	第24条
(3) 職員等は、離席時のパソコン等のロックや、電磁的記録媒体や文書の容易に閲覧されない場所への保管等の措置を講じているか。	△	第24条
(4) 職員等は、異動、退職等により業務を離れる際は、利用していた情報資産を返却しているか。	○	第24条
(5) 非常勤職員及び臨時職員はセキュリティポリシーを遵守しているか。	○	第25条
(6) 職員等が常にセキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるようにしているか。	○	第26条
4-2. 研修・訓練		
(1) 定期的に情報セキュリティに関する研修を実施しているか。	○	第28条
(2) 緊急時対応を想定した訓練を定期的に行っているか。	○	第30条
4-3. 情報セキュリティインシデントの報告		
(1) 職員等が情報セキュリティインシデントを認知した場合に、必要に応じてCISOにまで報告が行く体制が整えられているか。	○	第32, 33条
(2) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因究明から、記録、再発防止策の検討・実施までの体制が整えられているか。	○	第34条
4-4. ID及びパスワード等の管理		
(1) 自己のIDや共用IDを利用者以外に利用させないようにしているか。	○	第35条
(2) パスワードは安易に漏えいしないように取り扱っているか。	○	第36条

5. 技術的セキュリティ		
5-1. コンピュータ及びネットワークの管理		
(1) 文書サーバの容量を設定し、職員等に周知しているか。	△	第37条
(2) ファイルサーバ等に記録された情報を定期的にバックアップしているか。	○	第38条
(3) 他団体と情報システムに関する情報等を交換する場合、その取扱い事項をあらかじめ定めているか。	○	第39条
(4) 情報システムの運用において実施した作業について、作業者に記録させ、点検を行っているか。また、適切に管理しているか。	○	第40条
(5) ネットワーク構成図、情報システム仕様書について、業務上必要な者のみが閲覧できるよう管理されているか。	○	第41条
(6) 各種ログ及びセキュリティ確保に必要な記録を取得し、一定期間保管しているか。	○	第42条
(7) 取得したログを定期的に点検・分析する機能を設け、第三者からの不正侵入、不正操作等の有無について点検・分析を実施しているか。	○	第42条
(8) システム障害の報告や処理結果、問題を記録し適切に保管しているか。	○	第43条
(9) ネットワークにおけるフィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を適切に設定しているか。	○	第44条
(10) 不正アクセスを防止する為に、ネットワークに適切なアクセス制御を施しているか。	○	第44条
(11) 所管するネットワークを外部ネットワークと接続しようとする際はCISOに許可を得ているか。	○	第45条
(12) 外部ネットワークに接続する際は、ネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を調査し、情報資産に影響がない事を確認しているか。	○	第45条
(13) 接続する外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任について、ネットワーク接続に関する契約において担保しているか。	○	第45条
(14) 複合機が備える機能について適切な設定を行い、情報セキュリティインシデントへの対策を講じているか。	○	第46条
(15) 特定用途機器について、情報セキュリティインシデントが想定される場合、その機器の特性に応じた対策を実施しているか。	○	第47条
(16) 無線LANは導入していないか。導入している場合は、暗号化等の対策を講じているか。	○	第48条
(17) 電子メールは送受信容量の上限を設定し、上限を超える電子メールの送受信を不可能にしているか。	○	第49条
(18) 自動転送機能を用いて電子メールを転送していないか。	○	第50条
(19) 外部に機密性の高いデータを送る際は暗号化やパスワード設定等のセキュリティ対策を実施して送信しているか。	○	第51条
(20) 職員等はパソコンに無断でソフトウェアを導入できない措置を講じているか。	○	第52条
(21) パソコン等に対し、機器の改造及び増設・交換を行えない策を講じているか。	○	第53条
(22) 統括情報セキュリティ責任者の許可なくパソコン等をネットワークに接続できない措置を講じているか。	○	第54条
(23) 業務以外の目的でウェブを閲覧しないような策を講じているか。	○	第55条
5-2. アクセス制御		
(1) アクセス権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限をしているか。	○	第56条
(2) 職員等が外部から内部のネットワークにアクセスする場合は統括情報セキュリティ責任者の許可等を得ているか。	○	第57条
(3) パスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、ログイン後直ちにパスワード変更させるようにしているか。	○	第58条
5-3. システム開発、導入、保守等		
(1) 情報システム開発、導入、保守等の調達に当たっては、調達仕様書に必要とするセキュリティ機能を明記しているか。	○	第60条
(2) 情報システムを開発する場合、システム開発の責任者及び作業者を特定しなければならない。	○	第61条
(3) 情報システムの導入時は、既に稼働している情報システムに接続する前に十分なテストを実施しているか。	○	第62条
(4) システム開発・保守に関連する資料等を適切に保管しているか。	○	第63条
(5) 情報システムに入力されるデータについて、妥当性のチェック機能等を組み込むように情報システムを設計しているか。	○	第64条
(6) 情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しているか。	○	第65条
(7) ソフトウェア更新やパッチ適用時は、他の情報システムとの整合性を確認しているか。	○	第66条
5-4. 不正プログラム対策		
(1) 外部ネットワークから受信したファイルはウイルスチェック等を行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止しているか。	○	第68条
(2) 端末にコンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか。	○	第69条
(3) 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施しているか。若しくは同等の安全性を確保する措置を講じているか。	○	第70条
5-5. 不正アクセス対策		
(1) 使用されていないポートを閉鎖しているか。	○	第71条
(2) サーバに攻撃を受けると認めに足る情報を入手した場合、システムの停止を含む必要な措置を講じる体制が整っているか。	○	第72条
(3) サーバに攻撃を受けていると認められる時は直ちにシステムの停止等の必要な措置を講じているか。	○	第73条
(4) 職員等による不正アクセスを発見した場合、適切な処置を指示しているか。	○	第75条
5-6. セキュリティ情報の収集		
(1) セキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じて関係者間で共有しているか。	○	第78条
(2) 不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じて対応方法について、職員等に周知しているか。	○	第79条
(3) 情報セキュリティに関する情報を収集し、必要に応じて関係者間で共有しなければならない。	○	第80条
6. 運用		
6-1. 情報システムの監視		
(1) セキュリティに関する事案の検知の為に、情報システムを常時監視しているか。	○	第81条
6-2. セキュリティポリシーの遵守状況の確認		
(1) セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認を行っているか。	○	第82条
(2) セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちにセキュリティ管理者に報告をする体制が整っているか。	○	第84条

令和 6 年 5 月 2 4 日

京都府後期高齢者医療広域連合
事務局長 様京都市保健福祉局長（公印省略）
（担当：生活福祉部保険年金課）京都市における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う
後期高齢者医療被保険者情報の提供について

1 これまでの経過

(1) 均等割減免制度とは

個人市民税は、所得に応じて課される「所得割」と、所得金額にかかわらず一律に課される「均等割」により算出される。均等割減免制度とは、所得割の納税義務のない方の均等割額の全額を免除（＝非課税の取扱いとする）する制度である。

本制度は、昭和 26 年に創設された制度であるが、昭和 51 年に非課税措置が地方税法に設けられた結果、創設当初の意義が薄れ、現在は、全国に類を見ない京都市独自の制度となっている状況にあった。

そうした経過を踏まえ、地方税制度における適正性や公平性を確保するといった観点から、均等割減免制度を廃止することを含む市税条例の改正を令和 2 年 1 1 月に京都市会に提案し、議決された（令和 6 年 1 月 1 日施行）。

(2) 経過措置の実施について

均等割減免制度の廃止に伴い、京都市では、令和元年度及び令和 2 年度において、各福祉施策で影響を受ける対象者及び影響額の調査（以下「影響調査」という。）を行った。影響調査の結果を受け京都市では、後期高齢者医療制度においては、令和 6 年度から 4 年間（令和 6 年 8 月診療分から令和 10 年 7 月診療分）、影響を受ける被保険者に対して段階的な経過措置を実施することとした。

ア 後期高齢者医療制度における経過措置の内容及び期間

年度	軽減率	年度	軽減率
令和 6 年度	100%軽減	令和 8 年度	50%軽減
令和 7 年度	75%軽減	令和 9 年度	25%軽減

イ 後期高齢者医療において影響のある事業

- ・高額療養費

<経過措置の負担上限額 (月額) >

減免廃止前<非課税>			減免廃止後<課税>						
区分		5年度	区分	本来の 上限額	経過措置(軽減後の上限額)				経過措置 終了後
		6年度 (100% 軽減)			7年度 (75% 軽減)	8年度 (50% 軽減)	9年度 (25% 軽減)		
区分 Ⅰ Ⅱ	個人 (外来)	8,000円	一般	18,000円 (年間上限 144,000円)	8,000円	10,500円	13,000円 (年間上限 144,000円)	15,500円 (年間上限 144,000円)	18,000円 (年間上限 144,000円)
区分 Ⅱ	世帯 (外来+ 入院)	21,600円		57,600円 (多数該当 44,400円)	24,600円 (多数該当 24,600円)	32,800円 (多数該当 29,500円)	41,100円 (多数該当 34,500円)	49,300円 (多数該当 39,400円)	57,600円 (多数該当 44,400円)
区分 Ⅰ		15,000円		57,600円 (多数該当 44,400円)	15,000円 (多数該当 15,000円)	25,600円 (多数該当 22,300円)	36,300円 (多数該当 29,700円)	46,900円 (多数該当 37,000円)	57,600円 (多数該当 44,400円)
			還付額	本来の上限額による負担額と軽減後の上限額による負担額の差額を還付					

- ・入院時食事療養費

<経過措置の負担額【入院時食事療養費】(1食当たりの額) > (令和6年6月改定後)

減免廃止前<非課税>		減免廃止後<課税>						
区分	5年度	区分	本来の 負担額	経過措置(軽減後の負担額)				経過措置 終了後
				6年度 (100% 軽減)	7年度 (75% 軽減)	8年度 (50% 軽減)	9年度 (25% 軽減)	
区分Ⅱ	230円	課税	490円	230円	290円	360円	420円	490円
		難病等	280円	230円	240円	250円	260円	280円
上記のうち 長期該当	180円	課税	490円	180円	250円	330円	410円	490円
		難病等	280円	180円	200円	230円	250円	280円
区分Ⅰ	110円	課税	490円	110円	200円	300円	390円	490円
		難病等	280円	110円	150円	190円	230円	280円
		還付額	本来の負担額と軽減後の負担額の差額を還付					

長期該当:直近12か月の入院日数が90日を超えている場合、申請により減額されます。
 難病等:指定難病の患者の方等

・入院時生活療養費

<経過措置の負担額【入院時生活療養費】(1食当たりの額)>(令和6年6月改定後)

減免廃止前<非課税>		減免廃止後<課税>						
区分	5年度	区分	本来の負担額	経過措置(軽減後の負担額)				経過措置終了後
				6年度(100%軽減)	7年度(75%軽減)	8年度(50%軽減)	9年度(25%軽減)	
区分Ⅱ	230円	課税	490円	230円	290円	360円	420円	490円
			450円	230円	280円	340円	390円	450円
		難病等	280円	230円	240円	250円	260円	280円
上記のうち長期該当	180円	課税	490円	180円	250円	330円	410円	490円
			450円	180円	240円	310円	380円	450円
		難病等	280円	180円	200円	230円	250円	280円
区分Ⅰ	下記以外	課税	490円	140円	220円	310円	400円	490円
			450円	140円	210円	290円	370円	450円
	医療高	課税	490円	110円	200円	300円	390円	490円
			450円	110円	190円	280円	360円	450円
	難病等	難病等	280円	110円	150円	190円	230円	280円
			280円	110円	150円	190円	230円	280円
還付額			本来の負担額と軽減後の負担額の差額を還付					

長期該当:直近12か月の入院日数が90日を超えている場合、申請により減額されます。

難病等:指定難病の患者の方等

医療高:医療の必要性の高い者。

なお、それぞれの上段が入院時生活療養Ⅰ、下段が入院時生活療養Ⅱを算定する医療機関に入院する者。

・高額介護合算療養費

<経過措置の負担上限額(年間の額)>

減免廃止前<非課税>		減免廃止後<課税>						
区分	5年度	区分	本来の上限額	経過措置(軽減後の上限額)				経過措置終了後
				6年度(100%軽減)	7年度(75%軽減)	8年度(50%軽減)	9年度(25%軽減)	
区分Ⅱ	31万円	一般	56万円	31万円	37万円	43万円	49万円	56万円
区分Ⅰ	19万円	一般	56万円	19万円	28万円	37万円	46万円	56万円
還付額			本来の上限額による負担額と軽減後の上限額による負担額の差額を還付					

(3) 事務の内容

- ① 当該減免制度の影響を受ける「被保険者の被保険者番号」及び「当該減免制度を受けていた人のうち当該被保険者の世帯に属する人の宛名番号」を京都市が広域連合に提供する。
- ② 提供を受けた被保険者の医療給付データ(別紙参照)及び経過措置継続の場合の負担区分等を京都市に提供する。
※広域連合からの提供項目については、事務を進める過程で変更の可能性あり
- ③ 京都市において、経過措置の支給額を算定の上、本人に支給

(4) これまでの広域連合からの情報提供

- ・令和3年 5月：影響調査のための医療給付データ 13,972件
- ・令和4年 2月：影響調査のための医療給付データ 14,491件
- ・令和5年11月：経過措置実施に向けたレセプトの提供依頼項目絞り込みのためのデータ
- ・令和6年 1月：経過措置実施に向けたレセプトのデータ形式確認のためのデータ
：経過措置実施に向けた算定ツール開発における総合テストのためのデータ
- ・令和5年10月から令和6年12月頃まで：経過措置対象者の候補者抽出に係るデータ（※3か月分ごとに提供）

2 候補者の選定について（令和5年11月診療分まで）

現時点での候補者

- ・高額療養費 3,930人
- ・入院時食事療養費等 1,299人
- ・高額介護合算療養費 未定

※令和6年12月頃に月遅れ請求対象者を追加し、おおよその候補者が確定する見込み

3 総合テストの結果について

令和6年度以降の経過措置実施に向けて、令和5年度中に支給額算出のためのツール開発を行い、令和6年3月にテストを行った。（高額介護合算療養費除く。）

テストデータと本番データでは、状況（負担区分及び負担区分に基づく高額療養費等の上限金額）が異なり、計算の過程を緻密に再現できていないため、今後課題が出てくる可能性があるが、現時点において経過措置実施の際に提供していただく項目を確定した。

令和6年11月以降の本計算実施後に、計算等に不具合が出てきた場合は、項目等について若干変動の可能性はある。

4 今後の予定（本番データの提供等）

令和6年8月診療分から経過措置の対象となるため、同年11月頃に実際の計算に使用する本番データを提供いただき、本計算を行う予定。データの受取りは、令和6年度から令和9年度診療分まで（令和6年8月～令和10年7月診療分）実施し、データにより、月次・3か月ごと・年次などで行う。

5 安全管理措置

引き続き、個人情報保護法を遵守し、提供いただいた情報の安全管理のために、保有個人情報データのパスワード設定、保有個人情報が記録された媒体の直接搬送など、必要な措置を講じる。

個人市民税の均等割減廃止に伴う経過措置の実施に当たり、広域連合から提供が必要な情報の項目

高額療養費、入院時食事療養費対象者レセプト等情報の項目(月次)

TD01(給付記録管理)

#	1	2	3	5	8	14	16	30
項目名	請求年月	簿冊レセプト番号	履歴番号	被保険者番号	診療年月	保険者番号	生年月日和暦	診療実日数

31	35	36	37	38	45	46	53	54
給付割合	食事回数	食事請求金額	食事決定金額	食事標準負担額	公費1法別番号	公費1番号	公費1食事回数	公費1食事請求金額

※1

55	56	63	64	71	72	73	74	90
公費1食事決定金額	公費1食事標準負担額	公費2法別番号	公費2番号	公費2食事回数	公費2食事請求金額	公費2食事決定金額	公費2食事標準負担額	高額計算除外区分コー

※1

91	116	120	122	130
費用金額	高額用地方単独額	状態区分コード	入外区分コード	予備100フィールド

※2

※3

TD02(高額療養費支給)

#	1	2	3	4	5	6	16	57
項目名	保険者番号	診療年月	被保険者番号	高額管理番号	請求年月	簿冊レセプト番号	世帯負担限度額	予備4金額

※4

TD08(高額療養費支給管理)

#	1	2	3	21	34	35	57
項目名	診療年月	被保険者番号	高額管理番号	個人負担区分コード	高額療養費現物給付金額	高額療養費償還給付	予備100フィールド

※5

TD50(レセプト調整)

#	1	2	3	56
項目名	請求年月	簿冊レセプト番号	履歴番号	高額用地方単独額

※2

※1	公費併用の医療
※2	地方単独の公費負担額
※3	高額療養費の計算のために一時的に保持するデータ等。具体的な項目は以下の通り。 「特殊入力区分コード」「チェック・計算OFFフラグ」「75歳年齢到達区分コード」「レセプト調整フラグ」「処方箋発行医療機関」「一時突合フラグ」「高額計算除外理由コード」「公患小数点区分」「高額療養費」「高額用地単分公費1患者負担額」「高額用地単分公費2患者負担額」「高額用一部負担相当額」「多数該当区分」「給付記録拡張管理4最終履歴番号」「医療費通知減額フラグ」「他県県単・地単フラグ」「特記事項4」「特記事項5」
※4	高額療養費の算出用の一部負担相当額
※5	「高額用費用金額」「75歳到達負担限度額」「75歳到達高額療養費金額」「75歳到達マル長限度額差額償還額」「地方単独公費分高額療養費金額」「レセプト調整フラグ」「75歳到達マル長限度額差額償還該当コード」「カスタマイズフラグ」

高額介護合算療養費レセプト等情報の項目(年次)

TD39(高額介護合算計算結果内訳情報)

#	1	2	3	4	5	6	7	10	18
項目名	支給申請書整理番号	支給申請履歴通番	支給申請世帯構成員通番	自己負担額情報通番	計算履歴通番	内訳通番	保険制度コード	被保険者(証)番号	差引負担額(70歳未満)

※

※	高額介護合算療養費算定用の自己負担額
---	--------------------